

令和 6 年 8 月 30 日

物流・自動車局保障制度参事官室

## 令和 6 年度自賠責制度広報・啓発活動の実施について

### ～自賠責が必須なのはどれ？～

国土交通省では、9 月 1 日より 1 ヶ月間、自賠責制度の広報・啓発活動を集中的に実施することにより、自賠責保険・共済への加入促進を図ります。

自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、自動車損害賠償保障法により道路を走る全てのクルマ・バイクに加入が義務付けられている強制保険です。

無保険の状態での交通事故を起こした場合、加害者は刑事処分・行政処分の対象となるばかりではなく、多額の損害賠償金を自己負担することになり、被害者への損害賠償にも支障をきたすことがあります。

このため、例年 9 月を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を集中的に実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。

本年度は、近年利用が広がっているペダル付き原動機付自転車（モペット）をメインとし、「自賠責が必須なのはどれ？」の標語の下、次のとおり自賠責制度広報・啓発活動を実施します。

実施内容等の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

#### 1. 期間

令和 6 年 9 月 1 日（日）から 9 月 30 日（月）まで

#### 2. 主な実施事項

##### (1) ポスター掲示・リーフレット配布

関係機関・団体や学校等において、自賠責制度の重要性や役割等を紹介するポスターの掲示及びリーフレットの配布を行います。図柄は別紙 2 をご参照ください。

##### (2) 関係業界等と連携した街頭広報活動の実施

運輸支局において、地域の損害保険会社や代理店等と共同し、街頭における自賠責制度の広報・啓発活動を実施します。

#### 《問い合わせ先》

物流・自動車局保障制度参事官室 太田、納谷

代表 03-5253-8111（内線 41544、41534）

直通 03-5253-8585

## 1. 広報・啓発活動の内容

(1) 自賠責保険への加入促進、無保険車運行の違法性の周知

自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性や悪質性等を訴え、自賠責保険への加入促進を図ります。

(2) 自賠責制度に関する認識度の向上

万一、交通事故の当事者となった場合に備え、各種の被害者救済対策等も併せて紹介することで、クルマ・バイクの保有者のみならず、その家族も含めた国民全体に対し、自賠責制度の認識度の向上を図ります。

## 2. 主催

自賠責広報協議会（7府省 20 団体により構成）

（構成機関及び団体）

国土交通省、内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、独立行政法人自動車事故対策機構、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、一般社団法人日本損害保険代理業協会、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、一般財団法人全日本交通安全協会、公益財団法人日本道路交通情報センター、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会、一般社団法人日本自動車連盟、全国石油商業組合連合会

## 3. 参考

## (1) 令和 5 年中の交通事故発生状況

（出典：警察庁交通局 令和 6 年 3 月発表「令和 5 年中の交通事故の発生状況」）

発生件数	307,930 件
負傷者数	365,595 人
死者数	2,678 人

## (2) 自賠責制度の詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/other\\_info/moped/index.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/other_info/moped/index.html)

または



電動キックボード



モペット



Q.自賠責が必須なのはどれ？



バイク



クルマ

A. 全て。モペットも自賠責保険・共済の加入が必須です。  
未加入・未更新で乗ると、懲役または罰金の対象になります。

- フル電動自転車、電動バイク、ペダル付き原動機付自転車とも呼ばれる「モペット」は、原付やバイクに該当します。
- 自動車やバイク・原付はもちろん、モペットや電動キックボードにも自賠責の加入義務があります。自賠責ステッカーで有効期限の確認を。

自賠責への加入方法など、詳しくはこちら！ [Q | 自賠責保険・共済ポータル](#)



別紙 2: 令和6年度「自賠責制度広報・啓発リーフレット」

(表)

**この乗り物、自賠責が必須です!**

**モペットにも自賠責が必須です。**  
未加入・未更新で乗ると、**懲役または罰金の対象になります。**



安心町 12-34

**モペットとは?**

ペダルを踏がずにモーターの動力のみで走行可能な、フル電動自転車/電動バイク/ペダル付き原動機付自転車等。公道を走行するには保安基準に適合していなければなりません。



**交通事故の被害におけるご相談先**

国土交通省では、各種団体や病院と連携して交通事故の被害者に対してさまざまな救済対策を行っています。

**交通事故被害者向けのパフレット**

自賠責保険・共済に関する情報や交通事故にあわれた被害者や家族が必要とする情報について分かりやすく解説した、交通事故被害者向けのパフレットを制作しています。  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000123.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000123.html)

🔍 | 交通事故にあったときには 交通事故被害者ノート

交通事故に関する相談先の紹介、介護料の支給、短期入院費用の助成、療養施設の運営、交通通見などに対する育成資金の無利子貸付など

**独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)**  
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイスト19階 ナスバ交通事故被害者ホットライン  
<https://www.nasva.go.jp>  
☎️ 0570-000-738 (IP電話からは) 03-6853-8002

交通通見などに対する育成給付金、生活資金、入学資金金の支給など

**公益財団法人 交通通見育成基金**  
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階  
<https://www.kotsujij.or.jp>  
☎️ ☎️ 0120-16-3611

自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など

**一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構**  
〒101-0062 東京都千代田区神田御台3-4 龍名館ビル11階  
〒541-0051 大阪府大阪市中央区東船場3-2-15 モリスコ本町ビル2階  
<https://www.jibai-adr.or.jp>  
☎️ ☎️ 0120-159-700

自動車事故の相談・示談あっせん・電話相談など(無料)

**公益財団法人 日弁連交通事故相談センター**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 井土士会館14階(本部)ほか全国一円  
<https://n-tacc.or.jp>

🔍 | 日弁連交通事故

弁士による無料の電話相談(通話料無料)  
☎️ 0120-078-325 (IP電話からは) 03-3581-1770

🔍 | 自賠責保険・共済ポータル  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/other\\_info/moped/index.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/other_info/moped/index.html)



**交通事故からあなたの未来を守る**  
**自賠責保険・共済のご案内**

電動キックボード



モペット



**Q.自賠責が必須なのはどれ?**

バイク



クルマ



**A.全て**。モペットも自賠責保険・共済の加入が必須です。

一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 外国損害保険協会  
JA共済 共済共済(金共済) 全自共 トラック交通共済  
一般社団法人 日本損害保険代理業協会 N A S V A 国土交通省

(裏)

**もしもの時、相手や自分を守るために。**

**自賠責って?**

交通事故の被害者の救済や、もしも加害者になった際の損害賠償を補填するための保険(共済)制度です。車やバイク(原付等を含む)1台ごとに加入義務があります。

**●保険料・共済掛金一覧(令和6年4月時点)**  
※離島及び沖縄県以外の地域における保険料・共済掛金 (単位:円)

	60ヶ月	48ヶ月	36ヶ月	24ヶ月	12ヶ月
自家用乗用自動車	—	—	23,690	17,650	11,500
軽自動車(排気量1000cc)	—	—	23,520	17,540	11,440
小型二輪自動車(250cc超)	—	—	10,490	8,760	7,010
軽二輪自動車(126~250cc)	14,200	12,470	10,710	8,920	7,100
原動機付自転車 <sup>※1</sup> (125cc以下)	13,310	11,760	10,170	8,560	6,910
特定小型原動機付自転車 <sup>※2</sup>	12,040	10,730	9,400	8,040	6,650

※1 モペット(ペダル付原付)、電動キックボードを含む。  
※2 主に電動キックボード。

**自賠責に入らないとどうなるの?**

**1 多額の賠償金を自分で払うことになります。**  
支払えない場合は一時的に国が立て替えますが、後に加害者に全額請求されます。(死亡事故における自賠責保険平均支払額:2,500万円)

**2 免許停止等の処罰の対象になります。**  
1年以下の懲役または50万円以下の罰金の対象になります。さらに、違反点数が加算され、即座に免許停止処分になります。

**交通事故の被害者数**(令和5年 出典:警察庁交通局)

交通事故件数 **307,930**件  
死傷者数 **368,273**人



交通事故は、他人事ではありません。自賠責で、もしもに備えましょう。

**自賠責の加入は、車やバイク、**

**自賠責の支払い限度額は?**

交通事故の損害に応じて、被害者1人ごとに賠償金が支払われますが、その金額には限度額があります。加害者が支払いに応じないときなどは、被害者は自賠責に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対し、賠償金を直接請求できます。

**●損害の範囲・支払限度額表**

被害による損害	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	●神経系・精神・肉体的障害に著しい損害を認めた場合 常時介護のとき:最高4,000万円 臨時介護のとき:最高3,000万円 ●後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円 第14級:最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、 慰謝料	最高3,000万円
死亡に至るまでの被害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料	最高120万円

**●事故被害者支援について**

賠償金の補填だけでなく、様々な形で交通事故被害者の生活を支えています。

**療養施設による治療・看護・リハビリ支援**



**在宅ケアの介護料の支援やグループホームの開設支援**



**原付等を運転する人の義務です。**

**ステッカーで有効期限をチェック!**

250cc以下のバイク/原付/電動キックボード等の場合



自賠責のステッカーで有効期限をチェック!  
※ステッカーの色は7色あり、年ごとに異なります。

自動車/250cc超のバイクの場合



車検のステッカーで有効期限をチェック!

貼替忘れにご注意! /

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運転した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠となる法令	自動車損害賠償保障法	道路運送車両法

**自賠責の加入は簡単です!**

車やバイクの販売店・保険(共済)代理店をはじめ、各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合で簡単な手続きで加入できます! 250cc以下のバイク(原付等含む)なら、一部のコンビニ・郵便局・インターネット等でも加入できます!

**無保険(共済)車・無車検車を見かけたら...**

🔍 | 無保険者通報窓口  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk5\\_000012.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html)

